

# 国会議員関係政治団体について

以下に該当する政治団体は、国会議員関係政治団体の届出が必要となります。

- ① 国会議員が代表者である政治団体  
(資金管理団体やその他政治団体。選挙区を単位とする政党支部などもこれにみなされます。なお、②と重複する場合があります。)
- ② 寄附金控除制度の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(いわゆる後援会など)

※ 現職の国会議員のほか、国会議員の候補者、候補者となろうとする者が対象となります。

②については、国会議員に係る公職の候補者から当該政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当するので届出が必要である旨の通知を行うこととなっています。

なお、②に該当する政治団体については、この通知により、寄附金控除制度の適用を受ける団体かどうかを確認することになりますのでご注意ください。

## 国会議員関係政治団体の収支報告等に関する特例

- すべての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
- 1件1万円超の支出(人件費以外)に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、併せて、その領収書等の写しを提出しなければなりません。
- 収支報告書を提出する際には、あらかじめ、登録政治資金監査人(弁護士、公認会計士、税理士)による政治資金監査を受けなければなりません。
- 1万円以下の支出(人件費以外)に係る領収書等について政治資金規正法による情報公開制度の対象となります。
- 収支報告書の提出期限は5月末日(1月から5月までに総選挙等があった場合は6月末日)までです。